

雄武南剣友会 会則

雄武南剣友会会則

<第1章 名称>

第1条 本会は「雄武南剣友会」と称し、事務所を会長宅に置く。

<第2章 目的>

第2条 本会は剣道を通じて、各会員の健全育成の手助けをすることを目的とする。

<第3章 組織>

第3条 本会は、雄武南剣友会の理念に賛同する幼稚園生、小、中学生及びその保護者、ならびに高校生以上の者を中心として構成する。

<第4章 総会>

第4条 定時総会は、毎年1回事業年度の終了時に開催する。

第5条 総会は原則、現会員(継続して稽古に参加していると指導者が判断する会員)の過半数以上の出席をもって成立し、総会における議案は総会出席者の2分の1以上の賛成により決定する。

第6条 総会とは別に、総会に準ずる形で「夏休み明け」、「年明け」に会の方針を決める会議を行う。ただし、この会議にも前条の事項を適用する。

<第5章 会員>

第7条 本会は雄武南剣友会入会の理念に賛同し、入会届けを提出した者を会員と認める。原則として他剣友会との掛け持ちは認めない。ただし、<第6章 準会員>制度利用者・指導者が認めた者については掛け持ちを許可する。

指導者が認めた者の例：転居などにより十分な稽古環境がない場合。

第8条

- 1、入会したものは、入会金・会費を支払い、スポーツ保険に加入する。
- 2、スポーツ保険料は年一回、会費と一緒に会に振り込む。(12条「入会金・会費・費用の納入規定」参照)

第9条

- 1、年度内に浦安市の大会に出場、また一級以上の審査（剣道連盟公認）を受審することが決定している者は、浦安市剣道連盟に登録する。
- 2、剣道連盟登録料は年一回、会費と一緒に会に振り込む。(12条「入会金・会費・費用の納入規定」参照)

第10条

- 1、年度内に道場連盟の催しに参加することが決定している者は、決定した時点で道場連盟に登録する。
- 2、道場連盟登録料は年一回、会費と一緒に会に振り込む。(12条「入会金・会費・費用の納入規定」参照)

第11条 休会・退会は休会・退会届けを提出することで認められる。

第12条

- 1、入会金は1人につき5,000円とする。入会金は入会后1回目の月会費の振込み時に合わせて振り込む。
- 2、月会費は小学生以下3,000円（兄弟姉妹が小学生以下でいる場合は二人目からは1000円）、中学生は1,000円とする。高校生以上は月会費を免除する。
- 3、会費の納入について、1年を【3,4,5月】・【6,7,8月】・【9,10,11月】・【12,1,2月】と区切り、三ヶ月分をまとめて(送迎利用家庭は送迎費も含める)振り込む。
- 4、3項で区切ったそれぞれの期間（3ヶ月）に、会が立て替えて支払った個人の支払い分については、翌3ヶ月分の会費の納入時に合わせて振り込む。なお追加振込金額は、振込締め切り日（5項規定）の前月末日までに会計から連絡する。
- 5、会費の納入期限は、3項で規定された三ヶ月分について、その初月の第2金曜日までとする。
- 6、入会時・復帰時においては入会・復帰月分から3項で区切った締月までの会

費を入会・復帰時に払うこととする。

7、退会、休会時の会費につき、その申請日を含む3項で規定した締月分までは通常通り会費を支払う。当該締月後の会費の徴収はおこなわない。なお、退会・休会時の翌月以降の払込済みの会費については返金を行う。

8、入退会、休会、復帰の判定日は届出の書類を会が受理した日とする。

<第6章 準会員>

第13条 他道場に所属しながらも雄武南剣友会入会の理念に賛同し入会届けを提出し、かつ指導者が認めた者を準会員とする。

第14条

1、準会員は会費を支払い、スポーツ保険に加入する。

2、スポーツ保険の支払い方法は会員と同一の方法で行う。

第15条 浦安市剣道連盟・道場連盟の登録については会員と同一の方法で行う。ただし、大会等への参加は所属道場（他道場）が許可した場合に限る。

第16条

1、入会金は0円とする。

2、月会費は1人につき1000円とする。

3、会費の納入方法、入会時・休会時・復帰時・大会時の会費の取り扱いについては会員と同一の方法で行う。

第17条

準会員は会員メーリングリストには登録せず、やりとりは指導者と直接行う。

<第7章 慶弔>

第18条

1、会員が死亡した場合：金10,000円以上

2、会員が傷病の為1ヶ月以上入院又は自宅療養した場合：金5,000円以上
その他必要と認められることについては役員会で協議決定する。

<第8章 運営体制>

第19条 本会の体制は以下の通りとする。

- 1、会長
- 2、理事
- 3、各業務担当

第20条 本会の体制は総会において決定し、任期を1年とする。但し、再任は妨げない。

第21条 各担当の業務は以下の通り

1、会長
本会を代表し、会務を統括する。

2、理事
会の運営の実務を各担当と共に行う。

3、各担当
割り振られた各担当業務を行う。

<第9章 会計>

第22条 本会は会員の会費、その他をもって運営する。一旦徴収した会費等は返却しない。

第23条 会計年度は3月1日に始まり翌年2月末日に終わる。

第24条 会計は本会計とは別に雄武南剣友会オリジナル手ぬぐい用の会計を作ることとする。

<第10章 稽古及び各種大会等>

第25条 本会の稽古日は毎週月・金・土・日を基本とする。又、稽古場、指導者、その他の都合により変更することもある。

第26条 稽古場は原則月・金曜日は入船小学校体育館、土曜日は高洲中学校武

道場、日曜日は浦安警察署 4 階剣道場とする。また、稽古場への行き帰り（送迎制度含む）については、保護者の責任において危険防止を図ることとする。

第 27 条 剣友会の活動範囲内で起きた事故については、保険の範囲内で補償する。

第 28 条 稽古日には当番は置かない。

<第 11 章 会則の変更>

第 29 条 会則の変更は、現会員(継続して稽古に参加していると指導者が判断する会員)の過半数の出席する（委任状含む）会議により審議し、会議出席者の過半数の賛同により行うこととする。

第 30 条 その他重要な決議事項は第 25 条規定に準ずる。

<第 12 章 高洲地域総合型スポーツクラブ（タカスポ）>

第 31 条 「タカスポの会費については、名簿提出した 3 年生以上の小学生（初心者以外）全員が負担する（入会金 500 円、年会費 500 円）」タカスポの規約が変わった場合には原則それに準じる。

<第 13 章 送迎制度>

第 32 条

- 1、送迎制度は、別書類「送迎に関して」に定める通りとする。
- 2、送迎制度の利用料は 1 家族月額 1,000 円とする。
- 3、送迎制度を利用する場合は、別書類「送迎に関して」の内容に同意の上利用する。

附則

- 1、 本会則は昭和 61 年 9 月 1 日より施行する。
- 2、 本会則は平成 2 年 3 月 21 日に一部改正し、4 月 1 日より施行する。
- 3、 本会則は平成 3 年 3 月 21 日に一部改正し、4 月 1 日より施行する。
- 4、 本会則は平成 4 年 3 月 22 日に一部改正し、4 月 1 日より施行する。
- 5、 本会則は平成 5 年 3 月 14 日に一部改正し、4 月 1 日より施行する。
- 6、 本会則は平成 5 年 6 月 9 日に一部改正し、4 月 1 日より施行する。
- 7、 本会則は平成 8 年 3 月 24 日に一部改正し、4 月 1 日より施行する。
- 8、 本会則は平成 18 年 1 月 8 日に一部改正し、1 月 9 日より施行する。
- 9、 本会則は平成 18 年 3 月 25 日に一部改正し、3 月 26 日より施行する。
- 10、 本会則は平成 22 年 1 月 11 日に一部改正し、同年 1 月 12 日より施行する。
- 11、 本会則は平成 25 年 9 月 15 日に一部改正し、同年 9 月 15 日より施行する。
- 12、 本会則は平成 26 年 1 月 13 日に一部改正し、同年 1 月 13 日より施行する。
- 13、 本会則は平成 30 年 1 月 14 日に一部改正し、同年 1 月 14 日より施行する。
- 14、 本会則は平成 30 年 3 月 3 日に一部改正し、同年 3 月 3 日より施行する。
- 15、 本会則は平成 31 年 1 月 14 日に一部改正し、同年 1 月 14 日より施行する。